

**社会福祉法人宮崎県共同募金会**  
**役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮崎県共同募金会（以下「本会」という。）定款第11条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は支給しない。
- 3 常勤役員には、賞与としての期末手当は支給しない。
- 4 常勤役員に対する退職手当は支給しないこととする。
- 5 非常勤役員及び評議員には、理事会、評議員会等への出席等、必要の都度、報酬として定額を支給する。

(報酬の額)

第4条 非常勤役員に対する報酬は、別表第1に定める額とする。

- 2 評議員に対する報酬は、別表第2に定める額とする。

(費用弁償の額)

第5条 役員及び評議員が、その職務のため、理事会又は評議員会に出席したときは、別に定める職員旅費規程に基づき旅費を支給する。ただし、この場合において、旅行雑費は支給しない。

- 2 常勤役員がその職務のため出張した場合は、当該役員に対し、別に定める職員旅費規程に基づき旅費（宿泊費を含む。）を支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等並びに常勤役員の旅費は、必要の都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人宮崎県共同募金会役員旅費規程(昭和48年制定)は、廃止する。

附 則

- 3 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人宮崎県共同募金会役員等の報酬及び旅費に関する規程(平成16年制定)は、廃止する

別表第1 (第4条第2項関係)

非常勤役員の報酬額

職 名	日 額
会 長	10,700円
上記以外の 非常勤役員	3,000円

別表第2 (第4条第4項関係)

評議員の報酬額

職 名	日 額
評 議 員	3,000円